別紙1

公私連携型保育所への移管に係る諸条件

移管先法人は、次に掲げる諸条件を遵守してください。

1. 基本的事項

- (1) 開園する公私連携型保育所の事業計画及び施設整備計画を立て、運営に必要な資金及び保育士等人材の確保に努めること。
- (2)保育所設置、施設整備に必要な申請は移管先法人が行うこと。
- (3)児童福祉法その他関連法令を遵守するとともに、桑名市の保育行政を理解し、積極的に協力すること。

2. 公私連携型保育所に関する法人の指定

公私連携保育法人の指定

市は移管先法人と公私連携型保育所の運営に関する協定を締結し、公私連携保育法人に 指定します。公私連携保育法人としての指定申請や公私連携型保育所の設置の届出などの 必要な手続きは、移管先法人が行ってください。

協定の締結

(1)協定事項

児童福祉法第56条の8第2項の規定により、公私連携保育法人の指定に当たり、あらかじめ以下に掲げる事項を定めた協定を締結します。なお、協定締結に関し費用が生じる場合は全て移管先法人の負担とします。

- (ア)協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- (イ)公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- (ウ)市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (エ)協定の有効期間
- (オ)協定に違反した場合の措置
- (カ) その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

(2) 協定期間

協定の期間は、締結日から10年間とします。期間満了後の更新については別途協議します。 公私連携型保育所の運営を適切にさせるために市が行う指導などに従わない場合は、指定 を取り消す場合があります。

(3)協定に関する留意事項

次のいずれかに該当した場合は、協定を解除します。

(ア)保育所の運営を第三者に委託したとき(保育所業務の一部を第三者に委託するため、

あらかじめ市の承認を得る場合を除く)。

- (イ)市が貸し付けた土地を移管先法人が保育所運営以外の目的で使用したとき (あらかじめ市の承認を得る場合を除く)。
- (ウ) 市が貸し付けた土地を移管先法人が形状の変更をしたとき (あらかじめ市の承認を得る場合を除く)。
- (エ)本提案に関するものを除き、市が貸し付けた土地に移管先法人が建築物を設置し、又は工作物を設置したとき(あらかじめ市の承認を得る場合を除く)。
- (オ) 市が貸し付けた土地を移管先法人が転貸したとき。
- (カ)上記に定めるほか、市が行う指導などに従わないとき。

3. 移管先法人が行う事業

(1)保育事業

保育所保育方針(平成29年厚生労働省告示第117号)等に基づき実施してください。

(2)延長保育事業

「延長保育事業の実施について」(雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等に基づき実施してください。

(3)休日預かり事業

休日(日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する 休日))において、「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、 雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の 実施方法に基づき、休日預かり事業を実施してください。

(4)保育情報の提供、相談及び助言

児童福祉法第48条の4第1項等に基づき実施してください。

(5) 多様性を尊重するインクルーシブ保育

障害児、外国籍児童その他特別な支援を要する園児の受け入れを積極的に行うとともに、 子ども達の多様性を尊重するインクルーシブ保育の実施に努めてください。

(6) その他

上記以外の保育事業や子育て支援事業の実施を想定している場合は提案してください。 ただし、実際の運営委託を受けての実施の可否は、子ども・子育て支援事業計画等に基づ く市の判断となります。

4. 公私連携型保育所の運営に関すること

- (1)運営法人自らが協定に基づき当該保育所を管理運営してください。
- (2)今回の移管に合わせて、現在法人が運営している市内の既存の保育所(又は認定こども園)を廃止することは禁止します。
- (3)移管を受ける際には、必要な申請・届出等を遅滞なく行ってください。なお、申請・届

出等にかかる必要な経費は、全て移管先法人の負担とします。

- (4)低年齢児の保育ニーズの高まりにより、特に0~2歳児の受入れに重点を置き、概ね100 人程度が利用できるよう整備し、提案してください。実際に利用定員を決定する際には、 市と協議して決定することとします。また、これを変更する場合も市と協議することと します。
- (5) 建築物等の維持管理にかかる一切の経費は、全て移管先法人の負担とします。
- (6) 開所時間は、午前7時から午後7時までを基本とし、これより短い開所時間は認めません。土曜日も終日保育を実施することとしますが、地域の実情に応じた運営を行うことは差し支えありません。
- (7)保育時間は、保育短時間を8時間、保育標準時間を11時間とし、これらの時間を超えて 実施する保育として延長保育を実施してください。
- (8) 障害児、外国籍児童その他特別な支援を要する園児の受け入れを積極的に行うとともに、 子ども達の多様性を尊重するインクルーシブ保育の実施に努めてください。なお、移管前 に入所した支援が必要な児童については、移管後も引き続いて円滑に保育できるように 対応してください。
- (9) 支援を要する家庭や保護者には、市の子ども総合センターなど関係機関と連携して対応してください。
- (10) 0歳児からの受入れとし、受入れが可能な月齢を提案してください。(例:生後57日目 から受入れ可能等)
- (11)保育内容の円滑な引継ぎのため、市と協議を行うとともに、次の措置を講じてください。 特に、児童及び保護者に不安を抱かせたり、混乱を生じさせないよう十分に配慮してく ださい。
 - ①児童に関する保育・健康・発育などの記録をもとに個々の児童の状況などを把握し、 また、入所児童及び保護者との信頼関係を構築することを目的に移管先法人の保育士 と市の保育士が合同で保育を実施し、児童一人ひとりの状況を適切に引き継ぐこと。
 - ②保育日誌・保育計画・指導計画のほか、各クラスにおける保育内容や日々の子どもの 登園・降園の流れ、年間行事、給食、保健衛生、安全対策、保護者、地域との関わり など保育所全般について引継ぎを行うこと。
- (12)移管前に引継ぎを行う場合は、現在の厚生館保育所に移管先法人から職員を派遣してください。
- (13) 引継ぎ内容に変更が生じる場合は、「6. 三者協議会等に関すること」に定める三者協議会を開催し、協議してください。
- (14)利用者などからの苦情に対し適切な対応を図るため、苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置するなど苦情解決体制を整備してください。
- (15)業務上知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その 他関係法令を遵守し、適切な管理を行うため必要な措置を講じてください。

5. 職員の配置に関すること

- (1) 所長…児童や保護者の不安を解消し、移管後の保育所を適切に運営できる者であって、次の要件を全て満たすこと。ただし、事業開始後に不測の事態等により、本条件を満たすことができない場合は、市と協議することとします。
 - (ア)保育士の資格を有すること。
 - (イ) 専任かつ常勤であること。
 - (ウ) 認可保育所又は認定こども園において、保育士として勤務経験があり、施設長として の経験があること。もしくはこれと同等の経験、識見、能力を有すること。
- (2) 主任保育士…所長を補佐するものとして1名以上配置し、次の要件を全て満たすこと。 (ア) 保育士の資格を有すること。
 - (4)認可保育所又は認定こども園において、10年以上保育士として勤務経験があり、主任 保育士としての経験があること。ただし、事業開始後に不測の事態等により、本条件 を満たすことができない場合は、市と協議することとします。
- (3)保育士(所長及び主任保育士を除く)…各クラスに担任保育士を配置してください。配置にあたっては、保育経験を考慮し、特に中心的役割を担う保育士(※)は保育経験豊かな者を配置するとともに、バランスのとれた年齢層の構成に努めてください。
 - ※中心的役割を担う保育士…乳児クラス、幼児クラスなど各年齢(クラス)ごとにまとめる役割を果たす者又はこれに準じる者。チーフやリーダーと称されることがある。
- (4)乳児クラス(0歳児及び1歳児)を担当する保育士は、乳児保育の経験者をそれぞれ1 名以上配置してください。
- (5)看護師を1名以上配置してください。
- (6)職員の資質向上のため、研修を積極的に実施又は参加させてください。
- (7)安定した保育を提供するため、離職防止や長期継続雇用に努めてください。
- (8) 開園に当たり、業務の引継ぎを円滑かつ確実に実施するため、市は、事業者と協議の上、 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に 定めるところにより、移管前に厚生館保育所、その他市内の公立保育所において業務に 従事している正規職員を当該施設へ派遣することができるものとします。
- (9) 移管前に厚生館保育所にて勤務していた会計年度任用職員が引き続き就労を希望する場合は、継続した採用について検討してください。

6. 三者協議会等に関すること

- (1)移管前に保護者(必要に応じて地域を含む)・移管先法人・市で構成する三者協議会を設置し、より良い保育所になることを目指して、移管後の保育及び運営等について協議することとします。
- (2) 三者協議会は、移管先法人が主催してください。

- (3) 三者協議会は、いずれか一者の申出があれば開催することとします。
- (4) 移管先法人は保護者組織からの意見・要望を真摯に受け止め誠実に対応してください。 また、基本設計の立案に当たり、市や近隣住民等の要望を反映できるよう検討するとと もに、要望に対しては実現の可否に関わらず、その対応方針について説明してください。
- (5)移管先法人は施設整備計画や工期等について市と協議し、保護者や近隣住民から説明会などの要望があった場合は誠実に対応し、開催してください。
- (6) 三者協議会は、保護者の意向等も考慮して必要な期間開催してください。

7. 地域との関わりに関すること

- (1)保護者や地域の関係者の要望に応じるとともに、これまで厚生館保育所が実践してきた地域との関わりを引き継ぎ、地域に根ざし、地域の理解を得られる運営に努めてください。
- (2) 市内の就学前施設・小学校や私立保育園連盟との連携を図ってください。

8. 行事に関すること

- (1)現在の厚生館保育所が実施している行事については、引き続き実施することを基本とします。
- (2)移管後における行事の新設や廃止については、保護者会の同意を得てください。

9. 保護者負担に関すること

保護者から徴収できる費用は次のとおりとします。

- (1)原則、移管前から使用している服や物品を使用することとし、二重の負担とならないように配慮してください。
- (2)新しい制服や新たな教材を導入する場合は、保護者会の同意を得てください。
- (3)保育料については、市が条例等で利用者負担額を一律に定めているものとしてください。
- (4)児童の怪我等に備えるため、市が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センター 等の災害共済給付制度に引き続き加入してください。
- (5)延長保育料は、現在の厚生館保育所の延長保育料とします。
- (6)保護者負担が発生する活動や保護者に新たな負担を求めるときは、事前に保護者会の同意を得てください。

10. 給食に関すること

児童個々の状況に応じた離乳食、宗教食を提供してください。

- (1)アレルギー食に対応し、除去食、代替食を提供してください。
- (2) 自園調理を実施し、食育を推進してください。
- (3)食材は市内、県内産品を積極的に使用するよう努めてください。

(4)本市では食育の推進と給食の質を維持するための補助を行っているので、このことに留意し、より質の高い給食の提供に努めてください。

11. 給付費などに関すること

(1) 施設型給付費

子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費を支払います。

(2)補助金

本市には以下の補助金、貸付金があります。

区分	補助金等の名称	
市単	低年齡児保育量拡大補助金	
	子育て食育支援補助金	
	障害児加配保育士等人件費補助金	
	アレルギー除去食対応補助金	
	保育士等修学資金貸付 (一定の条件を満たせば返還を免除)	

(3)委託料

以下の特別保育事業等を実施する保育所等と委託契約を締結し、実績に応じて委託料を 支払います。

延長保育事業	
一時預かり事業 (一般型)	
地域子育て支援拠点事業	
病後児保育事業	

なお、3.(3)の休日預かり事業については、別途委託料を追加で設定することを検討します。

12. その他の条件

- (1)移管後においても、保護者や地域住民と保育所運営に関して積極的にコミュニケーションを図ってください。
- (2)移管までに市からの要請があれば保護者会に出席し、法人代表者等責任者が対応してください。
- (3) 定期的な第三者評価の受審に努めてください。
- (4)移管後は、市が実施する保護者アンケートに協力してください。
- (5)移管の条件が遵守されているか確認するため、市の定期的な訪問や必要な調査に協力してください。
- (6) 移管先法人の決定後、国等の制度改正があり、今回の募集要項内の条件等を変更する必要が生じたときは、市と協議して変更してください。
- (7)移管先法人は、保護者が見学を希望した場合に対応してください。

(8)上記に定めるもののほか、必要なことは別途定めます。